

新司法試験における試験成績の本人通知について

平成 17 年 11 月 8 日司法試験委員会決定

改正 平成 18 年 9 月 20 日

(平成 19 年新司法試験から実施)

短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した者に対し、次のとおり、成績を通知する。ただし、2 の(1)アについては、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者に限り、2 の(1)イについては、論文式による筆記試験において、全科目につき最低ラインに達している者に限る。

1 短答式試験の結果

(1) 通知事項

ア 短答式試験の科目別得点及び合計得点

イ 短答式試験の合計得点による順位

(2) 通知時期

6 月

2 論文式試験の結果並びに短答式試験及び論文式試験の総合評価

(1) 通知事項

ア 論文式試験

(ア) 論文式試験の科目別得点及び合計得点

(イ) 論文式試験の合計得点による順位

イ 短答式試験及び論文式試験の総合評価

(ア) 総合得点

(イ) 総合順位

(2) 通知時期

合格発表後